

長与町小中学校

GIGAスクール構想推進計画 (Nagayo GIGA Box Plan)

(第2版 R3.2.3)



長与町教育委員会

目次

I. はじめに

II. 基本方針

III. 教職員の皆さんへ

IV. 学校への導入

V. 整備と基本設定

VI. 教職員の活用

VII. 児童生徒の活用

VIII. 資料

I. はじめに

長与町におけるGIGAスクール構想

長与町では、これまで ICT 環境の整備等を計画的に実施してきましたが、令和元年 12 月に文部科学省から「GIGA スクール構想の実現」として補正予算が示され、令和5年度まで段階的に「1人1台端末」の整備等を行うことになりました。しかし、令和2年度に入り、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急事態においても、ICT の活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早期に実現するため、令和2年度中の整備を進めています。

令和3年4月から、長与町内小中学校の全児童生徒約3600名にタブレット端末が貸与されます。タブレット端末については、誰一人取り残すことのない環境構築のために家庭への持ち帰りを想定し、オフライン環境も含めて、全ての児童生徒の活用を考え設定を行っていきます。また、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することや、これまでの教育実践と最先端の ICT との最適な組み合わせにより児童生徒の力を最大限に引き出すことができるように運用設計していきます。

GIGAスクール構想で、長与町のめざす児童・生徒像である、**かしこい頭を**
やさしい心を **たくましい体を** **地域で子供を** の実現を目指し、長与町全体で協力して取り組んでいきましょう。

II. 基本方針

Nagayo GIGA Box Plan

長与町のGIGAスクール構想を「Nagayo GIGA Box Plan」とし、基本方針を定めます。

1. GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用し、新しい学習指導要領により提示された能力を育成していきます。
2. 端末を情報収集の道具として利用することで、個別最適化された学びにより、学習指導要領に示された知識及び技能の獲得を推進します。
3. 端末を表現活動の場として利用することで、学習指導要領に示された思考力・判断力・表現力の育成を推進します。

Ⅲ. 教職員の皆さんへ

Nagayo GIGA Box Planの目的

学校におけるICTを活用した学習場面

各教科との指導でICTを活用することは、子どもたちの学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や、「主体的・対話的で深い学び」の実現、多様な子どもたち一人一人に個別最適化された学びを実現させます。

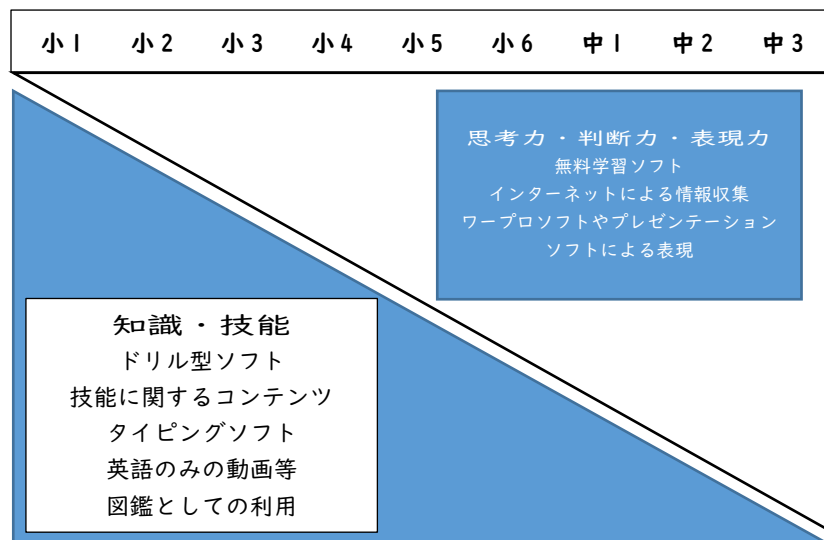
A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>押絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を利用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。</p> <p>A1: 教員による教材の提示 画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p> <p>B3: 思考を深める学習 シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った速度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。</p> <p>B1: 個に応じる学習 一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p> <p>B2: 調査活動 インターネットを用いた情報収集、授業や調査等による記録</p> <p>B4: 表現・制作 マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> <p>B5: 家庭学習 情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となります。</p> <p>C1: 発表や話し合い グループや学級全体での発表・話し合い</p> <p>C2: 協働での意見整理 複数の意見・考えを整理して整理</p> <p>C3: 協働制作 グループでの分担、協働による作品の制作</p> <p>C4: 学校の壁を越えた学習 遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

※文部科学省「学びのイノベーション事業」より

○児童生徒1人1台端末貸与・高速大容量通信環境構築

○知識・技能の獲得支援（ドリル型ソフト、技能に関するコンテンツ、タイピングソフト、英語のみの動画等視聴による英語ヒアリング技能の向上、図鑑としての利用）※ ローマ字入力によるタイピングは、小学校3年生以上とする。

○思考力・判断力・表現力育成支援（無料学習ソフト、インターネットによる情報収集、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトによる表現）



学校におけるICTを活用した生活場面

学校生活全般でICTを活用することで、子どもたちの日々の生活の様子を正確に記録することで、一人一人のニーズや状況に応じた対応が可能となり、学校生活をより充実させることができます。

○デジタル連絡帳

帰りの会での連絡事項を見童・生徒の端末に送信

→保護者は家庭で確認する。

○朝の健康観察

健康観察を作成し、毎日記入をさせることで、情報の一括管理を行う。

GIGAスクール構想におけるPDCAサイクル(計画・実践・検証・改善)

1人1台端末と高速通信ネットワークは、様々なことを可能にします。「できること」の中から、目の前の「子どものため」に必要なことを選び実践・検証をしながら、「Nagayo GIGA Box Plan」を見童・生徒・保護者・教職員全員で作っていきます。

Nagayo GIGA Box Planの共通理解

1. 学びのための活用

○端末貸与は、学びを深めることが目的です。同時に、児童生徒がソサエティー5.0によって大きく変わる生活を生きるために、デジタルを安全かつ効果的に活用することができる力を身に付けることが必要です。学習場面だけでなく、学校生活全般での活用をご指導ください。

○「できること」の中から「子どものためになること」を探すには、児童生徒と教職員、保護者が対話をし、ルールを創り出すことが必要です。教職員の指導力が求められます。様々な機会をとらえて、児童生徒と考えながらルール化する過程を大切にすることで、ソサエティー5.0を生きる資質・能力を育てていきます。

2. 互いを尊重する気持ち

○ソサエティー5.0を生きるためには、これまでと同様、互いを尊重する相手意識が大切です。デジタル特有の注意点を教えていく必要があります。

- ・人の作った作品は、著作者に権利があり、それを無断で使用することは権利侵害に当たる場合があります。
- ・文字情報でのやり取りは、対話に比べて伝わりにくく、意図と違う伝わり方をしてトラブルになる危険性があります。
- ・盗撮行為は、犯罪であり、児童生徒であっても処罰の対象になります。
- ・ネットにいったん上がった写真や動画は、限りなく複製される可能性があるため、取り返しが難しいので慎重に行わなければいけません。

これらを念頭に置きながら、自己調整することの大切さを、児童生徒に繰り返し指導することで、能力として身につけさせます。

IV. 学校への導入

端末の所有者と管理・監督

- 端末の所有者は、「長与町教育委員会」(以下、長与町教委)である。
- 各校には、学習者用端末、教師用端末、予備端末を貸与する。
 - ※学習者用端末は、令和3年度児童生徒予定数を基準とする。
 - ※既存の iPad 端末を教師用端末とする。
 - ※予備端末と教師用端末を合わせて、指導用端末とする。
 - ※予備端末は、児童生徒の端末の不具合等が発生した場合代替機となる。
 - ※児童生徒の増減に伴い、学校間の端末の移動を行う場合がある。
- 使用にかかる管理・監督は、学校内では校長が行い、家庭においては保護者が行う。

端末の種類と機能・特徴

- 導入端末「iPad 第8世代」(2020 モデル。Wi-Fi タイプ)
- 機能の特徴
 - ・キーボード付きのカバーを備えている。
 - ・前面と後面にカメラがあり写真・動画撮影ができ画質がよく扱いやすい。
 - ・直観性に優れ、端末の画面での操作が容易である。
 - ・アクセシビリティ(情報へのたどりつきやすさ)に優れている。
 - ※弱視児童生徒が画面を拡大したり、色を反転させてみたりする機能が標準機能に整備されている。音声入力機能や音声読み上げ機能も標準装備されている。
 - ・無料の基本アプリケーションが充実している。動画編集、文書作成、表計算、プレゼンテーション、音楽作成、録音、ストップウォッチ、タイマー等
 - ・電池の持ちがよく、長時間の使用が可能である。
 - ・耐久性に優れ、故障しにくい。
 - ・フリーズ等の動作不良がほとんどない。
 - ・コンピュータウイルスの脅威が少ない。
 - ・インターネットとの接続は、セキュリティで守られている。

周辺機器

○大型提示装置

- ・すでに配置されたものを活用

○Apple TV

- ・中学校は、すでに配備されたものを活用
- ・小学校は、令和3年度に新規配備予定

○ノートパソコン

- ・すでに配置されたものを活用
- ・大型提示装置に投影する場合に使用

ネットワーク環境

教育ネットワークは、校務系ネットワークと学習系ネットワークに分けられます。

○校務系ネットワーク

- ・校務系ネットワークは、校務パソコンだけがつながるネットワークであり、仮想インターネットで接続されている。成績などの機微情報を扱うことができる。外部と情報をやり取りすることはできない。
- ・C4thは、外部ネットワークである「校務系ネットワーク」で運用される。
- ・C4thを導入している他の自治体の学校との情報のやり取りは今後できる予定である。

○学習系ネットワーク

- ・GIGAスクール構想にかかわるネットワークは、教育ネットワークのうち、学習系ネットワークを指す。3月末には全校で工事が完了する。
- ・学習系ネットワークでは、成績情報などの機微情報は扱わない。
- ・学習系ネットワークは、各普通教室・特別教室に新たに配線したネットワークである。アクセスポイントを経由して、Wi-Fiにて、学習者用端末と接続されている。

アプリケーション

○インストールされているアプリケーションについては、学習に必要な範囲で全ての機能を自由可以使用できる。

○初期導入時にプリインストールされているアプリケーションは次のものです。

・総合型支援ツール「G Suite for Education」

・Apple純正アプリ群

○学校の要望を受けて必要に応じてMDM（管理ソフト）を通して町教委がインストールする。

○特別支援教育における合理的配慮として、必要な個別アプリケーションをインストールできるようにしていく。

無料アプリ一覧（案） ※令和 3 年度に正式版を提示予定。

ジャンル	アプリ名	内容
-	Google Earth	世界中のあらゆる場所を探索できる
-	NHK for school	NHK が放送した国語、算数、理科、社会、英語、体育、音楽、図工などさまざまな教科・ジャンルの学習番組を見ることができる
-	Kocri	Kocri は、iPhone、iPad をリモコンにして、黒板にプロジェクターで写真やガイドを出してスマートに授業をおこなうアプリ
プログラミング	Tynker	パズルで遊びながらプログラミングの基本を学べるアプリ
プログラミング	スクラッチ	プログラミングの基本的な考え方を学ぶことができるアプリ
プログラミング	ピョンキー	スクラッチを基にした子供向けプログラミングアプリ
プログラミング	mBot	ロボット (mBot) と合わせて使用するプログラミング学習アプリ ※mBot の貸出も行っています
国語	はんぷく一般常識ことわざ	ジャンルごとのことわざクイズができる。正解・不正解にかかわらず解説が表示される。
国語	指ドリル 小学生かんじ	書き順や画数の判定機能も備えている小学 1 年生～6 年生漢字ドリル
国語	中学生漢字	高校入試によく出る漢字書き取り・読み方の学習アプリ
国語	虫食い漢字	4 つの二字熟語に共通する漢字クイズなどの漢字クイズアプリ
国語	漢字忍者	小学 1 年生～6 年生の漢字ドリル
算数	なん度？	さまざまな平面図形の角度を求めよう！
算数	Math Fight	足し算と引き算、かけ算、割り算などの基本的な算数を 2 人対戦形式で学べるアプリ
算数	指ドリル 小学生算数	小学 1 年生～6 年生の計算ドリル

算数	あんざんマン	数式を解く「あんざんバトル」や、答えから数式を組み立てる「あんざんパズル」など暗算ゲームのアプリ
算数	くりあがり	算数の最初の難関「繰り上がり、繰り下がり」を楽しく学習する知育アプリ
算数	たして10	簡単な足し算・引き算により、数字や計算に慣れるための知育アプリ
算数	なぞっておぼえる! ひらがたカタカタ	ひらがな・カタカナの形と書き順を正しく楽しく学べるなぞり書きアプリ
教育	なぞっておぼえる!ひらが なカタカナ	ひらがな・カタカナの形と書き順を正しく楽しく学べるなぞり書きアプリ
教育	タッチカード	モノの名前やしくみを、楽しく遊んで学べるアプリ※英語、中国語対応
教育	ワオっち	数やひらがな、迷路やパズルなど、豊富な知育ゲームを27個ラインアップ
教育	PIBO	絵本読み放題アプリ
教育	トドさんすう	ゲームで楽しく算数を学ぶことができる、幼児から小学校低学年までを対象としたアプリ
教育	絵カードタイマー	主に自閉症など、時間の把握が難しい方へのタイムエイドとしての使用に適しているアプリ
教育	アイトレ!	見る力と集中力を育てる、ビジョントレーニングアプリ
教育	九九のトライ	小学二年生で習う掛け算九九をゲーム感覚で楽しく訓練できるアプリ
教育	もじあそび	ひらがなの読み書きを練習できる知育アプリ
教育	ぶらくろっく	時計の読み方を遊び感覚で覚えらるるアプリ
教育	赤ちゃんタッチ	タッチだけで遊べるアプリ
教育	かなトーク	入力された文字を読み上げる音声伝達アプリ
教育	筆談パット	2人で手書き筆談を行うことができるアプリ
教育	シンクシンク	パズル、迷路、図形などを用いた、思考力を楽しく身につけるための知育教材アプリ
理科	人体パズル	人体の内臓と骨格をジグソーパズル感覚で覚えることができる教育系ゲーム
理科	星座表	空にかざすだけで、星座表が目の前に見えている星座について教えてくれるアプリ
理科	星座パズル	星座をジグソーパズル感覚で覚えることができる教育系ゲーム
社会	世界地図パズル	ジグソーパズル感覚で世界の国を覚えることができるゲーム
社会	日本パズル	ジグソーパズル感覚で都道府県の位置や名前を覚えることができる教育系パズルゲーム
翻訳	Papago	テキスト・音声・会話・画像などの翻訳アプリ
翻訳	Google翻訳	テキスト・カメラ・会話・写真などの翻訳アプリ
英語	中学生英単語	基本的な英単語を学習するためのアプリ
英語	早打ち英文法	英文法の反復学習アプリ

アカウント

○アカウントのルールは次のようにする。

管理用アカウント

ngylt@edu.xii.jp

学校番号 長与小 1t 高田小 2t 洗切小 3t
長与北小 4t 長与南 5t 長与中 6t
長与第二中 7t 高田中 8t

教師用アカウント

ngylt01@edu.xii.jp

学校番号 01~50まで

※01~50 までのアカウントを作成し、誰がどのアカウントを使うか学校で決める。異動する教師のアカウントについては、クラウド上の情報をすべて消去し、赴任した教師に引き継ぐ。

児童生徒用アカウント

r0211101@edu.xii.jp

入学年度 学校番号 年組番号 ドメイン名(組織名)

○児童生徒用アカウントは、卒業後、無効にする。それまでに作成したデータで必要なものは、個人で移管する。

V. 整備と基本設定

故障・破損・盗難時の対応

- 通常の使用による自然故障は、1年間のメーカー保証とする。
- 落下等による破損や盗難の場合は、保護者による修理、弁償とする。修理期間中の代替機は学校配当の予備機で対応する。
- 紛失は、学校を通して長与町教委や警察へ報告する。

端末の充電

- 充電は、基本的に自宅で行う。
- 児童・生徒が充電を忘れた場合は、学校での充電を行う。

アプリケーションのインストール

- 当面は、既にインストールされているアプリケーションを用いる。
- 今後、児童生徒が学習を深めるために別途必要なアプリケーションを「長与町教委アプリ一覧」として示す。各学校は、必要に応じてアプリをダウンロードし使用するための申請を長与町教委に行う。
- 「長与町教委アプリ一覧」に新たに追加したいアプリがある場合、次の手順で申請を行うことができる。
 - ・教職員の申請により、校長が一次審査を行い、教育効果を認めた場合、長与町教委へ申請する。
 - ・長与町教委は、二次審査を行い、教育効果を認めた場合は、「長与町教委アプリ一覧」に追加する。
 - ・各学校は、登録の連絡を受けた後に、端末へのインストールの申請を長与町教委に行う。
 - ・長与町教委は、MDM(管理ソフト)を通してインストールする。

VI. 教職員の活用

使用する場面・時間

- 指導用端末は、学校でのみの使用とする。ただし、特別な理由がある場合は、校長の許可をとり、貸し出しを許可する。
- G Suite for Educationのアカウントについては、学校外での使用を禁止しない。

VII. 児童生徒の活用

使用する場面

- 使用は学校と自宅における学習活動のみとする。
- 家庭では、オフラインでの使用を基本とする。

使用時間

- 学校での使用時間の制限は一律には設けない。ただし、健康面を考慮して、目安として30分使用したら遠くの風景を見るなど、目を休めるように指導する。
- 家庭での使用時間は、保護者の責任において、小学校は夜10時から朝6時まで、中学校は夜11時から朝6時までには使用しないようにする。
- 各学校は、ガイドラインに沿って、保護者に対して、家庭で協議をし、使用時間のルールを定めるように促す。その際、発達段階や児童生徒の実態に応じて、目安となる時間を各学校で設定しても構わない。
- 安全に登下校するために、登下校中には、使用しないことを徹底して指導する。

カメラ・ビデオ撮影

- 学習活動以外では撮影しない。
- 人を撮影するときには、許諾をとるよう指導する。
- 著作権を意識して使用できるように指導する。
- 盗撮行為は犯罪であり、法的に処罰されることがあることを発達段階に応じて繰り返し指導する。

ネット検索

- 学習活動のみ検索をする。
- 指導に際して、100%安全なフィルタリングはないと認識し、不適切サイトを児童生徒が自ら判断し危険を回避する能力を培うよう指導する。
- 万一犯罪や悪質ないじめ等につながるアクセスを学校が把握した場合は、長与町教委でアクセス履歴をたどれることを児童生徒に周知し不正アクセスの未然防止に努める。教職員についても同様である。

著作物の使用

- 教科書や資料集は著作物であり、許諾を得た場合のみインターネット上にアップロードできる。
 - 著作権や商標権などの知的財産権を尊重する態度を育成するよう指導する。
 - 著作権や商標権を著しく侵害した場合は、法的に処罰される可能性があることを発達段階に応じて指導する。
- ※令和3年度は、授業目的公衆送信補償金制度を活用し、長与町教委が一括して著作権使用補償金を支払う予定である。児童生徒が学習に必要な範囲内で著作物のクラウド保存等ができるようにする予定である。

端末の持ち帰り

○家庭学習や家庭との連絡のために、端末の持ち帰りでの利用を推奨する。持ち帰りの実施時期・実施学年や頻度は、発達段階や学校の実態に応じて、校長が判断する。

○家庭では基本的にオフラインでの利用を想定する。持ち帰った端末を活用した課題を出す場合は、オフラインでの活用でも可能な内容とする。一方で、オンラインでの発展的な学習をする児童生徒がいても妨げない。

○校長は、児童生徒と保護者に利用の同意書をとる。様式は町内一律の様式である。使用と返却に関する管理・監督を保護者が行うことについて同意した場合にのみ持ち帰ることができることを示す。

○校長は、持ち帰り使用の承諾をしない保護者がいた場合、持ち帰りの意図や学習効果、利便性等について、説明し理解を得る努力をする。

○家庭での使用を承諾しない保護者がいて持ち帰らない児童生徒がいる場合は、当該児童に紙媒体などの他の手段を用いることで対応できるようにする。

アカウントとパスワードの管理

○アカウントとパスワードの管理について、児童生徒、教職員に3つのスキルを身に付けさせる。

- ・ログイン・ログアウトを自分の力で行う。
(教職員については、作業が終わったら必ずログアウトをする)
- ・パスワードを人に教えない理由を知り、教えない態度を身に付ける。
- ・パスワードを忘れたらデータにアクセスできないことを知り、管理する。

<パスワード管理の例>

※小学校低学年の児童や特別な支援が必要な児童生徒においては、パスワードを教えた上で、教職員が代行して打ち込んだり、記録してもよい。

※パスワードを忘れた場合は、長与町教委に連絡することでリセットできる。

VIII. 資料

長与町 iPadの学習活用ガイドライン

令和3年 月 日
長与町教育委員会
長与町立〇〇小／中学校

【児童・生徒の皆さんへ】

(※保護者の皆様もご一読ください。)

1 目的

- 本ガイドラインは、学力向上や非常時などの学習機会の確保のため、情報機器やインターネットを使用した学習を行うことができるように留意点等を示します。
- 今回、学校から貸与するiPadは、学習のために使用することを目的としますので、学習活動に有効活用できるように、本ガイドラインも随時見直していきます。

2 使用する場面

- 学校と自宅における学習活動のみの使用とします。
 - 家庭での使用の際は、非常時を除き、インターネット接続環境は必要ありません。非常時には、別の利用方法をお知らせいたします。
 - 回線接続に関するサポートは、学校や教育委員会では行いません。

3 破損・ケガの防止

- 持ったまま走ったり、地面や床に置いたりしません。
- かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたり、iPadの上にものを置いたりしません。
- 水をかけません。
- 湿気の多いところ、ホコリの多いところでは使いません。
- 日光の下やストーブの近くなど、温度が高くなる場所に置きません。
- 鉛筆やペン、はさみやカッターナイフなど、鋭いもので触りません。
- iPadの画面を操作しながら歩きません。

4 保管

- 登下校中は、iPadをかばんから出しません。
- 学校では、指定された場所に保管します。
- 家庭では、家の人の目の届くところに保管します。持ち帰った後、学校に持ってくるときは、家で充電してから持てきます。

5 健康のために

- iPadの使用前後には、手を洗います。
- iPadを使用するときは、正しい姿勢で画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分ごとに遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。
- 小学校は夜10時から朝6時まで、中学校は夜11時から朝6時までには利用しないようにしましょう。

6 安全な使用（セキュリティ）

I アカウント・個人情報

- 学習に関係のないサイトへアクセスしてはいけません。
 - 怪しいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じて、先生に知らせます。
- iPad を人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は、インターネット上に絶対にあげません。
- 学校で配布したアカウント以外ではログインしません。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。また、iPadやシステムを調べたり、破ったりしたり、他人のIDやパスワードを使ったりすることは絶対にしません。

II カメラの使用

- 学習活動の中でカメラを使用するときは、勝手に撮らず、撮影する相手や先生に許可をもらいます。また、カメラは学習以外には使いません。
- 撮影した写真・動画データは、勝手にインターネットにあげません。

III データの保存

- iPadで作ったデータや撮影した写真・動画データ、インターネットから取り込んだデータは、先生が許可したものだけ保存します。
- USBメモリやプリンターなど、先生の許可なく他の機械を勝手につなぎません。つなぐ方法が無線であっても同じです。

7 設定の変更

- ホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像や色など、タブレットの設定を勝手に変えません。
 - 先生や管理する人、修理する人が使いにくくなったり、思いもしないエラーが起きて壊れてしまったりすることがあります。

8 不具合や故障など

- 家庭に持ち帰る際、学校の敷地外では、本人と家庭が管理責任を負います。
- 紛失や盗難、破損、水濡れなどが無いよう、十分気をつけます。
 - このようなことがあった場合や、不具合があった場合は、直ちに学校に連絡して指示を仰いでください（休日や夜間の場合は、次の平日に）。あわせて、紛失や盗難、他人の行為による破損の場合は、所轄の警察署にも直ちに届け出ます。
- 故障・破損、紛失や盗難などで、本人や家庭に故意や過失がある場合には、修理費用や代替機の費用の一部または全部を負担していただく場合があります。

9 使用制限

- これらのルールを守ることができない場合は、iPadを学校が預かる場合があります。

10 その他

- 学校から指示があった教材の利用については、学校へお問い合わせください。

長与町 iPadの学習活用ガイドライン

令和3年 月 日
長与町教育委員会
長与町立〇〇小／中学校

【保護者の皆様へ】

1 目的

- 本ガイドラインは、学力向上や非常時などの学習機会の確保のため、情報機器やインターネットを使用した学習を行うことができるように留意点等を示します。
- 今回、学校から貸与するiPadは、学習のために使用することを目的としますので、学習活動に有効活用できるように、本ガイドラインも随時見直していきます。

2 安全な使用（セキュリティ）

アカウント・個人情報

- 各機能・サービスを使用するためのアカウント（ID・パスワードなど）は、各個人に配布されています。他人に分からないよう、各家庭で厳重に保管してください。
 - 万一、学校からお知らせしたアカウント情報を紛失したり、分からなくなったりした場合は、速やかに学校へ届け出てください。
 - 誹謗中傷の書き込みや、他人のIDやパスワードを使うことは、不正アクセス禁止法や刑法、民法などの法律に違反する行為です。刑事罰を受けたり、民事責任を問われたりすることがあります。ご家庭での見守りをお願いいたします。

3 不具合や故障など

- 家庭に持ち帰る際、学校の敷地外では、本人と家庭が管理責任を負います。
 - 紛失や盗難、破損、水濡れなどで、不具合があった場合は、直ちに学校に連絡してください。紛失や盗難、他人の行為による破損の場合は、所轄の警察署にも直ちに届け出てください。
- 故障・破損、紛失や盗難などで、本人や家庭に故意や重過失がある場合には、修理費用や代替機の費用の一部または全部を負担していただく場合があります。

4 使用制限

- これらのルールを守ることができない場合は、iPadを学校が預かり、使用を差し止めることがあります。

5 その他

- 学校から指示があった教材の利用については、学校へお問い合わせください。
- 本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定します。
- 別紙『タブレット端末 使用と返却に関する同意書』をお読みください。

タブレット端末 使用と返却に関する同意書

【タブレット使用上の注意】

1. 故障

- ・すぐに学校へご連絡ください。
- ・使用上のルールを厳守し、通常の使用での故障・破損・盗難には、修理・交換対応をいたします。本同意書に背き、取扱い不良・過失によって故障や破損が生じた場合は、修理・交換の対象とならない場合があります。故意による水濡れ・破壊・改造（ソフトウェア含む）があった場合については、費用をご負担ください。

2. 禁止事項

- ・各自でアプリをインストールすることはできません。
- ・学習に関係しないサイトに接続することを禁止します。
- ・貸出機器を他人に転貸（また貸し）しないでください。
- ・自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、写真など）はインターネット上には絶対にアップロードしないこと（賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。）
- ・使用場所は学校と家庭及び授業で指示された場所に限りません。

3. 取扱いの注意

- ・タブレットは精密機械です。使用時や持ち運びには、十分に気を付けてください。
- ・レンズに傷等をつける心配がある場合は、画面シール等をご準備いただきますようお願いいたします。
- ・タブレット本体は水に濡らさないように気を付けてください。
- ・充電は学校ではできません。ご家庭でこまめをお願いいたします。

4. インターネット環境

- ・基本的にインターネット接続は、学校でのみとします。（緊急時には、ご家庭のインターネット環境で使用していただく場合があります。）

5. その他

○タブレットやクラウド内に保存されたデータにかかる知的財産権を含む一切の権利は長与町教育委員会に帰属し、長与町教育委員会はこれを自由に取得、利用することができるほか、法律上の義務を負う場合を除き、開示、情報提供を差し控えていただきます。

○1年ごとのタブレット借用契約を行い、年度末にタブレット一式を返却していただきます。タブレット一式とは、タブレット・キーボード・充電ケーブル・アダプター・外箱の5点を指します。

○タブレットの動作不調等がある場合は、返却時に必ずお知らせください。

○タブレット一式の全部又は一部を返却いただけない場合、もしくは故意また重大な過失による破損の場合は、修理または、代替機の購入に係る代金をご負担いただきます。

○転出時は速やかに返却してください。

【タブレット端末 取扱について】

- ・タブレットは、児童・生徒・ご家庭で管理いただくものとして、学校ではお預かりできません。
- ・学校では貸し出し用のタブレット及びタブレットカバーは常備しておりません。

【タブレット端末 製品情報】

- ・機種名/データ容量 …… iPad 第8世代 / 32GB
- ・モデル名 …… Wi-Fi モデル

※上記タブレット端末は長与町教育委員会が購入し所有権を有するものを〇〇〇学校へ貸し渡し、〇〇〇学校が貴殿に貸与するものです。貴殿が所有権を取得するものではないことをご了承ください。取り扱い禁止事項を守れない、授業を妨げる行為等があった場合、使用や貸し出しを制限する場合があります。

貸出申請書兼同意書

令和 年 月 日

長与町教育委員会 様

(学 校 名) 長与町立

(保護者氏名) _____

(児童生徒氏名) _____

私は、下記物件について、貸出の申請を行い、貸し出された端末の使用に当たっては下記に記載されている事項に同意します。

1. 申請物件 iPad 第8世代 1台 No.()

2. 申請期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

【同意事項】

1. 教育委員会(管理者)は、教育クラウド(G Suite for Education)内の入手可能なデータについて、アクセス、監視、使用、公表をすることができます。
2. 教育委員会は、情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティ、個人情報保護等の関係法令を遵守し、情報資産の管理については、適切な措置を講ずるものとします。
3. 次の不正使用があることが認められた場合は、直ちに教育クラウド事業者及び関係機関に通知し、アカウントの停止等の措置をとります。
 - (1) 教育クラウドの不正使用・不正アクセスがあったとき。
 - (2) 教育クラウドサービスの第三者への販売、再販、賃貸その他機能的にこれらと同等の行為があったとき。
 - (3) 教育クラウドサービスの任意の部分のリバースエンジニアリングが試みられたとき。
 - (4) 教育クラウドサービスの利用やアクセスにより、代替サービス又は類似サービスの作成が試みられたとき。
 - (5) 危険度の高い活動に教育クラウドサービスを使用したとき。
 - (6) 輸出規制法により輸出が規制されるデータの保存又は転送に教育クラウドサービスを使用したとき。
 - (7) その他教育クラウドの利用に係る諸規程又は関係法令・町の規程に反する行為が行われたとき。

(利用規約 https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education_terms_japan.html)

教職員の「G Suiteアカウント」の使用に関する同意書

- G Suite アカウント(以下アカウント)について、長与町教育委員会が各学校へ01~50までの50個のアカウントを貸与する。

➤ 教師用アカウント

ngy1t01@edu.xii.jp

01~50まで

学校番号 長与小 1t 高田小 2t 洗切小 3t
長与北小 4t 長与南 5t 長与中 6t
長与第二中 7t 高田中 8t

- 各学校は、貸与されたアカウントを教職員へ配当する。
- 各学校は、保有するアカウントの管理を年度当初に行う。
- 異動する教職員については、クラウド上の情報をすべて消去し、新しく赴任する教職員に引き継ぐ。
- 作業後必ずログアウトを行うことを条件に、学校外での使用は禁止しない。
- 学校内外にかかわらず使用する際は、学習系情報のみを扱うものとし、成績情報などの機微情報は扱わない。
- クラウド内に保存されたデータにかかる知的財産権を含む一切の権利は長与町教育委員会に帰属し、長与町教育委員会はこれを自由に取得、利用することができるほか、法律上の義務を負う場合を除き、開示、情報提供を差し控える。

G Suite アカウント使用同意書

令和 年 月 日

長与町教育委員会 様

(学 校 名) 長与町立

(氏 名) _____

私は、G Suite アカウントについて、アカウントの貸与申請を行い、貸し出されたアカウントの使用に当たっては下記に記載されている事項に同意します。

1. 貸与アカウント _____

2. 申請期間 令和 ___年___月___日 から 令和 ___年___月___日

【同意事項】

1. 教育委員会（管理者）は、教育クラウド（G Suite for Education）内の入手可能なデータについて、アクセス、監視、使用、公表をすることができます。
2. 教育委員会は、情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティ、個人情報保護等の関係法令を遵守し、情報資産の管理については、適切な措置を講ずるものとします。
3. 次の不正使用があることが認められた場合は、直ちに教育クラウド事業者及び関係機関に通知し、アカウントの停止等の措置をとります。
 - (1) 教育クラウドの不正使用・不正アクセス があったとき。
 - (2) 教育クラウドサービスの第三者への販売、再販、賃貸その他機能的にこれらと同等の行為があったとき。
 - (3) 教育クラウドサービスの任意の部分のリバースエンジニアリングが試みられたとき。
 - (4) 教育クラウドサービスの利用やアクセスにより、代替サービス又は類似サービスの作成が試みられたとき。
 - (5) 危険度の高い活動に教育クラウドサービスを使用したとき。
 - (6) 輸出規制法により輸出が規制されるデータの保存又は転送に教育クラウドサービスを使用したとき。
 - (7) その他教育クラウドの利用に係る諸規程又は関係法令・町の規程に反する行為が行われたとき。

(利用規約 https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education_terms_japan.html)